

## 介護保険料の減免について

福山市では、納付が困難な人に対しての保険料減免を実施しています。  
つぎに該当する人は、申請により、申請月以降の保険料を第1段階相当額に減額します。

### 対象となるひと

- 1 保険料段階が第2・3・4段階（世帯全員が市民税非課税）のいずれかであること
- 2 世帯全員の前年の年間収入と、今年の年間収入見込みのそれぞれが次の額以下であること（※1）

一人世帯	1,362,000円
二人世帯	2,046,000円
三人以上の世帯	世帯員が一人増えるごとに二人世帯の額に48万3千円を加算

- 3 市民税課税者に扶養されていないこと
- 4 市民税課税者と生計を共にしていないこと（※2）
- 5 世帯全員の貯蓄額等（※3）の合計が200万円以下であること
- 6 世帯全員が原則として居住用以外の資産を保有していないこと
- 7 自助努力してもなお生活が困窮していると認められること

※1 年間収入には非課税年金（遺族・障害年金等）や仕送りを含みます

※2 同一の敷地及び建物に居住する親子、夫婦または医療保険の被扶養者は生計を共にしているものとします

※3 貯蓄性のある生命保険（掛け捨てでないもの）や有価証券を含みます

### 申請に必要なもの

- 世帯全員の収入を証明する書類  
例 年金額支払通知書（遺族年金・障害年金を含む）  
源泉徴収票  
給与明細 等
- 世帯全員の預貯金等を証明する書類  
例 記帳済みの預金通帳  
有価証券証書 等
- 同意書に世帯全員の署名及び印鑑が必要になります（印鑑は同一で可）

### 問い合わせ先

介護保険課	電話	084-928-1180
松永保健福祉課		084-930-0410
北部保健福祉課		084-976-8803
東部保健福祉課		084-940-2572
神辺保健福祉課		084-962-5005
新市支所		0847-52-5515
沼隈支所		084-980-7704